

運動会・体育大会における組体操の禁止について（報告）

1. 概要

本市の小・中学校における運動会・体育大会の組体操については、事故件数は年々減少傾向にあるが、依然として事故が発生している状況の中、今年度、スポーツ庁から「学校における体育活動中の事故防止等について」の通知（7月5日）、また市長から「組体操の実施見合わせに係る要請」（8月2日）があり、組体操が安全な状態で実施できないと判断する場合には実施を見合わせるよう強く要請がなされた。

これを受けて、指導者の事前研修を必須とすることや、安全確保策等を加えた「実施計画書」の作成等により、安全確保に向けた取組を強化したが、今秋においても、依然として骨折事故6件を含む51件の事故が発生した。

このように、組体操が安全な状態で実施できないと判断せざるを得ない状況となったことから、有識者等による「安全な体育的活動のあり方検討会」を開催し、今後のあり方について議論を行ってきた。

検討会等における意見等を踏まえ、教育委員会として、運動会・体育大会における組体操は禁止することとした。

2. 内容

(1) 令和2年度以降の運動会・体育大会における組体操のプログラムは禁止

(2) 他のプログラムで組体操の要素を含んだ技も禁止

① 禁止する技

タワー、ピラミッド、サボテン、飛行機、倒立、肩車、人間おこし、人間ロケット
類似する技（階段、口（箱）、帆掛け舟、電柱）も禁止

② その他

上記以外の技で疑義がある場合は事前に協議する。その他の技（ブリッジ、扇、2段ベッド等）は原則として実施して差し支えないが、その際も安全な状態で実施できないと判断する場合は実施を見合わせる。

3. 留意事項

運動会・体育大会の実施にあたって、各学校に対し以下の点について留意するようあわせて通知した。

- ① 組織的な指導体制を構築すること
- ② 児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的・計画的に指導を行うこと
- ③ 活動内容に応じた安全対策を確実に講じること
- ④ 意義やねらいについて職員間で共通理解を図ること
- ⑤ 教職員等の負担を考慮すること